

# 3. 人口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると平成19年1月1日現在678,869人、318,925世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約82万人に次いで2番目となっている。

一方、練馬区における外国人登録数を見ると、19年1月1日現在12,361人で区の総人口に占める割合は、1.8%となっている。

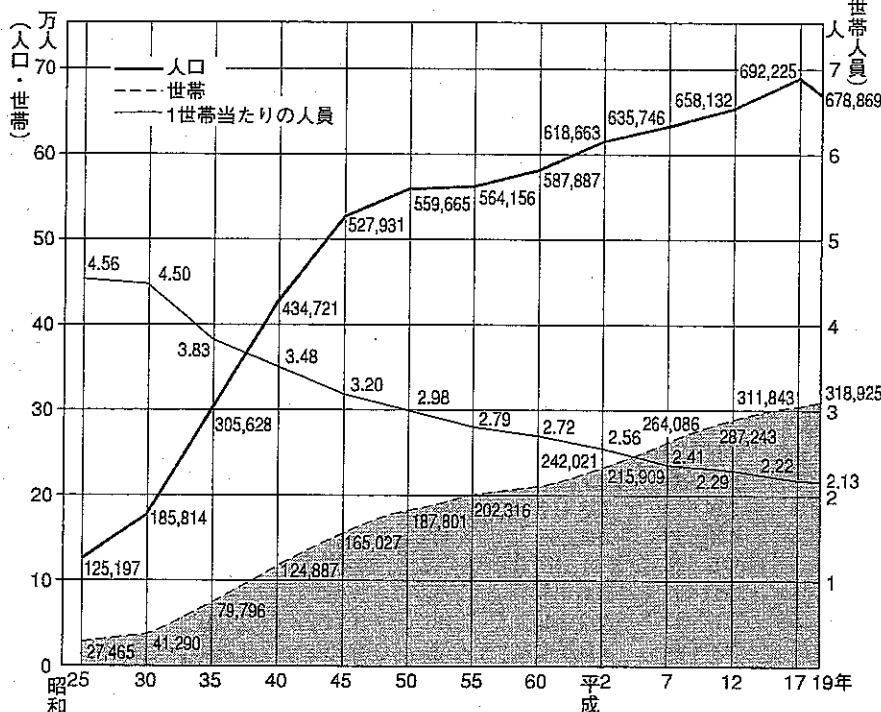
## ●人口の推移

練馬区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代前半にかけての

高度経済成長に呼応して著しく、毎年2~3万人の割合で増加した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の主な原因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生）人口も、47年から減少し始めた。人口は、53年以降、わずかではあるが減少した時期もあった。

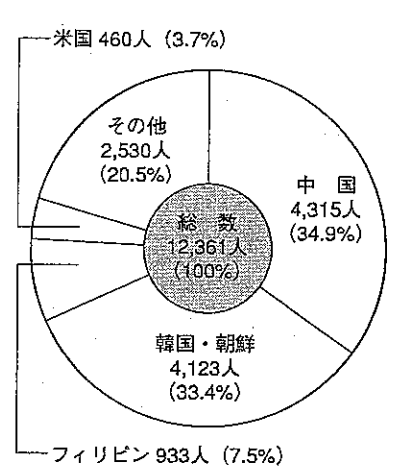
61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで増え続けている。

国勢調査による人口・世帯数の推移



注：平成19年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。  
資料：国勢調査結果報告

外国人登録人口 平成19年1月1日



各年中の人口動態

各年1月~12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
平成14	5,508	2,636	24,374	21,738	1,067	1,987	6,053	4,066	△182
15	4,951	2,782	24,499	21,717	255	1,653	5,892	4,239	261
16	4,502	3,150	23,879	20,728	32	1,530	5,915	4,385	△210
17	1,872	2,244	22,847	20,603	△1,477	1,062	5,599	4,537	13
18	4,993	3,577	23,784	20,207	△54	1,228	5,801	4,573	242

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。  
資料：人口の動き（都総務局統計部）

## 世帯数と人口の推移

(各年1月1日現在)

年次	世帯数	総人口	住民基本台帳等人口			外国人登録数			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数	率
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	%	
昭和22年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	
昭和30年	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	(11,720) (7.19)	
31	47,271	188,343	187,413	95,203	92,210	930	—	—	13,548 7.75	
32	56,127	210,642	209,527	107,732	101,795	1,115	—	—	22,299 11.84	
33	62,625	233,007	231,743	119,061	112,682	1,264	—	—	22,365 10.62	
34	70,246	260,375	258,998	132,663	126,335	1,377	—	—	27,368 11.75	
35	78,171	286,437	284,849	146,187	138,662	1,588	—	—	26,062 10.01	
36	87,447	311,410	309,625	158,538	151,087	1,785	—	—	24,973 8.72	
37	96,257	333,662	331,753	169,816	161,937	1,909	—	—	22,252 7.15	
38	103,864	355,830	353,677	180,531	173,146	2,153	—	—	22,168 6.64	
39	115,770	383,997	381,794	194,554	187,240	2,203	—	—	28,167 7.92	
昭和40年	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036 6.00	
41	136,750	435,043	432,429	221,139	211,290	2,614	—	—	28,010 6.88	
42	146,038	454,833	452,100	231,442	220,658	2,733	—	—	19,790 4.55	
43	156,452	479,795	476,908	244,304	232,604	2,887	1,600	1,287	24,962 5.49	
44	164,732	499,606	496,656	254,885	241,771	2,950	1,653	1,297	19,811 4.13	
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834 2.97	
46	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209 1.60	
47	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350 1.60	
48	187,852	536,542	533,273	273,536	259,737	3,269	1,824	1,445	5,543 1.04	
49	192,063	544,625	541,418	277,318	264,100	3,207	1,794	1,413	8,083 1.51	
昭和50年	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610 0.66	
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912 0.90	
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824 0.87	
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481 0.62	
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213 △0.04	
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990 △0.18	
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533 △0.10	
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348 △0.06	
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500 0.45	
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891 1.40	
昭和60年	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161 1.61	
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406 1.45	
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808 2.01	
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873 1.15	
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251 1.20	
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568 0.58	
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853 0.62	
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590 1.06	
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490 0.56	
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719 0.27	
平成7年	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307 0.36	
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663 0.42	
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569 0.56	
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842 0.76	
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042 0.94	
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218 0.80	
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264 0.80	
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459 0.98	
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070 0.91	
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951 0.73	
平成17年	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502 0.66	
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872 0.27	
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993 0.73	

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和30年～42年の「世帯数」と「住民基本台帳等人口」は、住民登録による数値であり、43年以降は、住民基本台帳による数値である。どちらも外国人を含まない。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）、「練馬区の世帯と人口」（区民部戸籍住民課）

●人口構成

住民基本台帳による平成19年1月1日現在の人口構成は次のとおりである。

1. 男女別構成

男337,029人(49.6%)、女341,840人(50.4%)で前年と比較すると男2,131人、女2,615人それぞれ増加している。人口性比(女100人に対する男の数)は98.6で23区平均の98.1よりも高くなっている。

2. 年齢構成

年齢構成では30歳代が123,225人(18.2%)と最も多く、次いで40歳代94,700人(13.9%)、20歳代94,495人(13.9%)、50歳代86,282人(12.7%)の順になっている。

23区全体では、30歳代が18.6%と最も多いが、次いで20歳代14.4%、50歳代13.5%、40歳代13.4%の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口(0~14歳)が88,105人(13.0%)で、前年より316人の増、生産年齢人口(15~64歳)は466,020人(68.6%)で166人の増、老年人口(65歳以上)は、124,744人(18.4%)で4,264人の増となっている。また、平均年齢は42.14歳で前年に比べ0.25歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による平成19年1月1日現在の世帯数は318,925世帯である。一世帯当たりの人員数は2.13人で23区平均1.96人と比べて0.17人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による平成19年1月1日現在の人口密度は14,096人/km<sup>2</sup>であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続きを必要とするため国の事務とされてきたが、平成12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

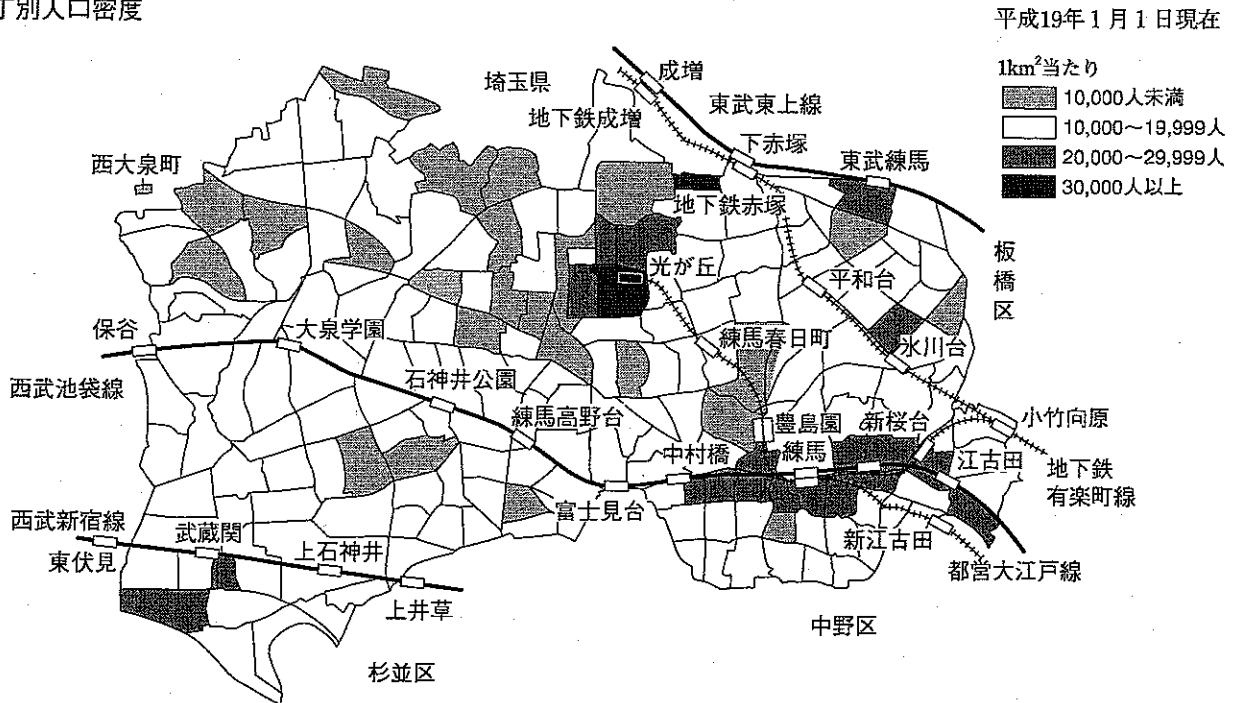
19年4月1日現在、本籍数207,760戸、本籍人口533,428人で、前年同期に比べ2,823戸の増、4,491人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明(戸籍抄本)、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。

町丁別人口密度



戸籍の届出件数 平成18年度

届出別	件数(件)
出生届	7,469
死亡届	5,507
婚姻届	8,012
離婚届	2,111
転籍届	4,030
その他の届	4,836

### ●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届け出で、その居住関係を公に記録・証明するものである。そして、区では選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

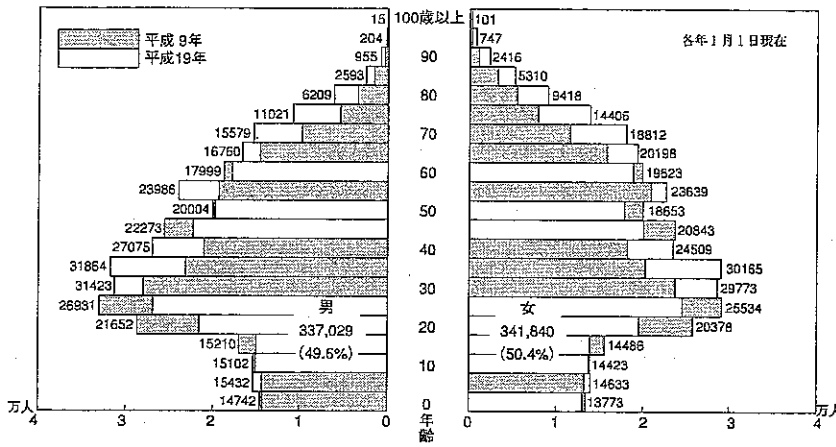
住民基本台帳事務（転入・転出・転居等の受付・処理）は昭和60年2月の電算化に伴い、練馬区役所（区民第一係）、石神井庁舎（区民第二係）および15の出張所のどこでも行えるようになった。

また、印鑑登録証明書や練馬区に戸籍がある方の戸籍全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）の発行なども同様に扱っている。

住民基本台帳事務の取扱件数 平成18年度

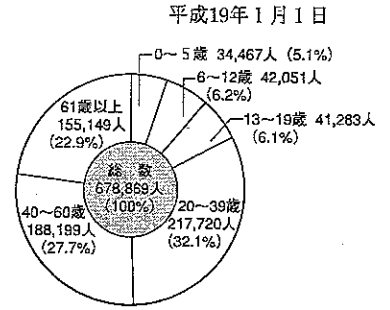
届出別	件数(件)
転入届	34,587
転出届	30,526
転居届	14,669
世帯変更届	2,926

住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成9年・平成19年比較）

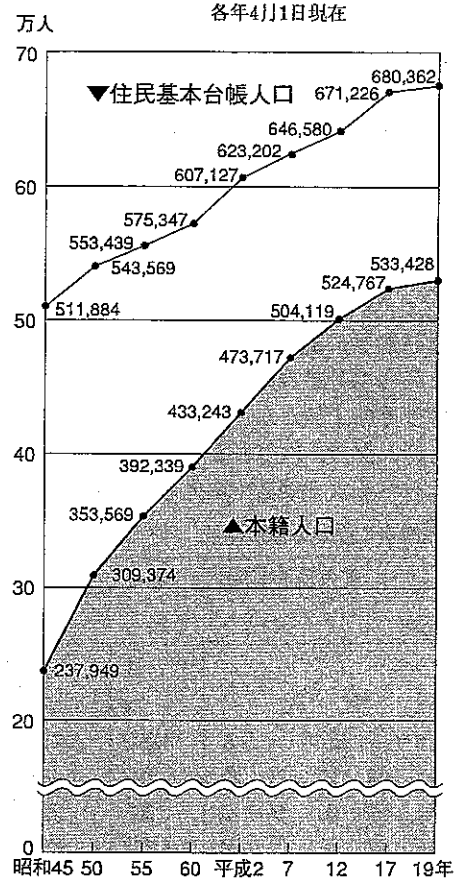


注：実数は平成19年の人口数である。なお、平成9年の人口数は省略した。  
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

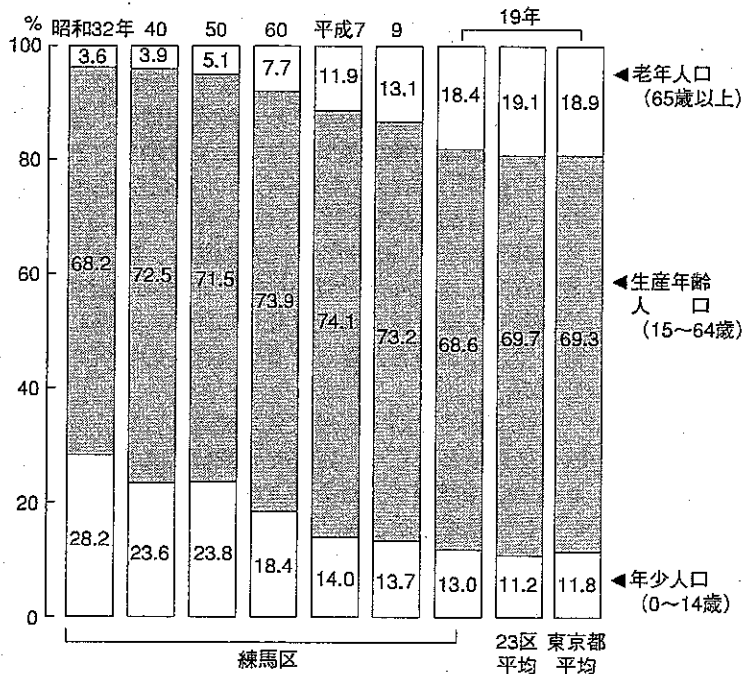
住民基本台帳年齢別人口



本籍人口と住民基本台帳の推移



年齢3区分別人口構成の推移



資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

# ※ 4. 高齢者が暮らしやすいまちをつくる ※

## (1) 地域で高齢者を支える

### ●高齢者集合住宅

住宅に困っているひとりぐらしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、住宅を提供している。

高齢者集合住宅では、緊急通報システムや生活協力員による安否確認を行っている。

#### 高齢者集合住宅

	住宅名	戸数	入居
区立	羽沢	50	平成3年9月
	土支田	47	5年3月
	豊玉	19	5年10月
	高松	24	6年3月
都営住宅	大泉学園町	20	8年6月
	東大泉	27	8年6月
	練馬	23	8年9月
	谷原	20	10年2月
	中村北	24	11年11月
	関町南	26	13年11月
	豊玉中	26	13年12月
	関町北	26	14年8月
	石神井町	26	14年8月
	平和台	26	16年7月
公団住宅	光が丘	18	2年8月
	石神井	21	8年12月
	にしき平和台	18	9年12月

### ●高齢者の総合相談

総合福祉事務所（地域包括支援センター）では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療、および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

#### 高齢者に関わる相談件数

平成18年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	24	27	27	17
在宅福祉サービス	4,033	3,719	5,357	2,345
経済的事項	592	1,012	431	179
家庭的事項	265	223	81	85
医療・保健	1,338	653	1,703	1,439
住宅	735	320	126	84
介護保険	5,311	2,632	3,682	2,145
その他	776	628	660	83
小計	13,074	9,214	12,067	6,377
合計	40,732件			

### ●認知症予防事業

認知症は最近の研究から、脳の機能を鍛えることで発症を遅らせる可能性があることが分かってきた。区では平成17年度より新規に認知症予防事業を開始した。

#### 認知症予防事業

区分	回数・延べ人数など			
	平成17年度		平成18年度	
認知症予防検討委員会	7回			
認知症予防対策高齢者生活実態調査	区全体調査	2,000人		
	モデル地区調査	993人		
啓発	講演会・報告会	2回 360人	5回	1439人
	パンフレット作成配布	10,000部	7,000部	
地域活動	予防プログラム			全20回×4グループ 83回 559人
	高齢者団体などへのミニ講座	1回 67人	14回	517人
人材の育成	推進員養成講座(5日制)	1回 551人	1回	575人
	推進員フォローアップ講座			12回 414人
	ファシリテーター支援			8人

### ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進事務

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人保健法、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成17年度に第2期計画の見直しを行い、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18～20年度）を策定した。

第3期計画は、高齢化の急速な進行、ひとりぐらしの高齢者や認知症の高齢者の増加、介護保険制度の改正など高齢者を取り巻く状況の変化に的確に対応し、安全・安心で、いきいきと暮らせる高齢社会の実現を目的としている。

計画素案の段階で区民意見の募集を行い、計画への反映に努めるとともに、区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定した。

計画期間は、18～20年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる20年度に見直しを行う予定である。

#### ●基本理念

高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に共通する3つの基本理念を設けた。

- ① 高齢者の尊厳を大切にす
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

#### ●施策課題

基本理念に基づき、6つの施策課題を定めた。

- ① 多様な社会参加の促進

- ② 健康の保持増進
- ③ 特定（虚弱）高齢者への支援
- ④ 要支援・要介護高齢者への支援
- ⑤ 保健福祉基盤整備と住まいの支援
- ⑥ 連携と支え合いの仕組みづくり

#### ●施策、個別事業

6つの施策課題を柱として、28の施策と99の個別事業を明らかにしている。

#### ●介護保険事業計画

介護保険事業計画では、介護保険法の改正を踏まえ、いわゆる団塊の世代が65歳以上になる平成26年度の高齢者介護の姿を念頭におき、「年齢を重ね要介護状態になっても、一人ひとりが尊厳を保持するとともに、住み慣れた練馬で安心して暮らしていける地域のケアシステムを確立する」ことを基本的な方向性とするとともに、10年後を見据えた目標を設定した。

#### ●地域包括支援センターの設置

平成18年4月の介護保険法の改正を受けて、4か所の総合福祉事務所に地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターは、①総合相談支援 ②虐待の早期発見、防止などの権利擁護 ③包括的・継続的マネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う。地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが、高齢者の介護や介護予防に関する相談や、高齢者虐待、成年後見制度の案内、各種の保健・福祉サービスの紹介等高齢者の総合相談を行っている。19年度は、区内19箇所の在宅介護支援センターに併設して地域包括支援センター支所を設置し、地域包括支援センターの機能強化を図っている。

なお、地域包括支援センターが中心になり、地域ケア会議等を開催し、地域の介護支援専門員をはじめサービス提供事業者に対し介護保険や介護予防の事業に関する支援や指導を行っている。

#### ●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、地域包括支援センター支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結びつけている。

また、民生委員との協力による高齢者見守りネットワークを着実に広げ、地域支え合いネットワークを構築していくことが課題である。

#### ●事業者状況

介護サービス事業者には、東京都が指定をした居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と練馬区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

地域密着型サービスは平成18年4月から創設され、原則として練馬区民のみが利用できるサービスである。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により地域包括支援センターが指定を受けることになっている。

#### 練馬区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者の状況

サービスの種類	平成19年4月1日現在
居宅介護支援	155 (一)
介護予防支援	— (4)
訪問介護 ※1	160 (153)
訪問入浴介護	5 (5)
訪問看護	34 (34)
訪問リハビリテーション	3 (3)
通所介護	74 (70)
通所リハビリテーション	10 (9)
短期入所生活介護	20 (20)
短期入所療養介護	10 (9)
特定施設入居者生活介護	21 (21)
福祉用具の貸与	26 (24)
特定福祉用具販売	26 (26)
合計	544 (378)

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数

※1 訪問介護のうち1か所は、区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当事業者である。

#### 練馬区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

サービスの種類	平成19年4月1日現在
認知症対応型通所介護	17 (16)
認知症対応型共同生活介護	14 (14)
小規模多機能型居宅介護	2 (2)
夜間対応型訪問介護	1 (一)
合計	34 (32)

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

#### 練馬区内の介護保険施設の状況

施設の種類の種類	平成19年4月1日現在
介護老人福祉施設（定員1,210人）	17
介護老人保健施設（定員520人）	5
介護療養型医療施設（定員279人）	5
合計	27

●医療の給付・医療費助成

1. 老人医療

(1) 老人保健法による制度（国制度）

75歳以上（一定以上の障害があり認定を受けている65歳以上）で健康保険に加入している方を対象に、医療を給付する制度で、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を本人負担、残りを老人医療会計で賄うものである。

平成19年4月1日現在の医療証交付者は、57,041人である。

なお、昭和7年9月30日以前に生まれた方は、引き続き老人保健制度で医療を受けるが、昭和7年10月1日以降に生まれた方は、現在加入している健康保険（国民健康保険、社会保険など）で医療を受け、75歳になると老人保健制度で医療を受けることになる。

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分について払い戻す制度を設けている。

また、国の医療制度改革により、「老人保健法」による制度は、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」による制度へと改正される。19年3月1日に東京都内の62区市町村は、この制度の運営主体として、資格管理、保険給付、保険料賦課等の事務を行う東京都後期高齢者医療広域連合を発足させ、制度開始に向けた準備を進めている。

(2) 東京都の助成制度 ㊦ 医療

昭和12年6月30日以前に生まれた69歳までの方で、健康保険に加入し、所得が一定基準以下の方を対象に、健康保険による医療費自己負担の一部を助成する制度である。ただし、社会保険本人（任意継続を含む）は対象外である。

なお、平成12年7月から段階的に対象年齢を引き上げ、19年6月で都の助成制度は廃止された。

19年4月1日現在の医療証交付者は1,578人である。

老人保健法による制度と同様に、1か月の医療費自己負担が限度額を超えた場合は、超えた分について払い戻す制度を設けている。

老人保健の自己負担割合および限度額

所得区分	現役並み所得者 ※ <sup>1</sup> 住民税所得課税所得145万円以上の方およびその同世帯の方	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
			※ <sup>4</sup> 世帯全員住民税非課税の方	※ <sup>4</sup> 世帯全員住民税非課税で各人の所得が一定基準以下の方
窓口での自己負担割合		3割	1割	
自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円
	入院および世帯の限度額	80,100円 ※ <sup>2</sup> +1% ※ <sup>3</sup> (44,400円)	44,400円	24,600円   15,000円 低所得区分Ⅰ、Ⅱの認定は申請が必要です。

- ※<sup>1</sup> 年間収入が一定基準未満の場合、窓口での自己負担割合を1割に変更する制度あり（年間収入が一定基準未満の場合、一般区分の自己負担限度額を適用する経過措置あり）。
- ※<sup>2</sup> +1%とは—医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算すること。
- ※<sup>3</sup> (44,400円)とは—過去1年間に世帯の限度額の適用を3回以上受けている場合、4回目から適用する限度額。
- ※<sup>4</sup> 高齢者の住民税非課税措置廃止に伴う経過措置対象者と同世帯の住民税非課税の方は低所得区分を適用します。

㊧ 本人所得制限基準額

（平成18年7月1日～平成19年6月30日までは17年中の所得をみます）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
基準額（円）	2,572,000	3,052,000	3,432,000	3,812,000

注：扶養親族等が4人以上の場合は、1人増えるたびに基準額に38万円ずつ加算する。

㊨ 医療費自己負担および限度額

区 分	自己負担割合	自己負担限度額（入院・世帯ごと）	
		外来（個人ごと）	
一 般	一般の方	12,000円/月	44,400円/月
低所得者	主たる生計維持者が区市町村住民税非課税の方	8,000円/月	24,600円/月

(2) 高齢者の多様な社会参加を支援する

●高齢者施設

1. 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。

18年度の利用状況は、個人利用延べ143,638人、団体利用は延べ3,948団体、48,498人であった。



光が丘高齢者センター事業実施状況 平成18年度

事業名	実施状況
講座	3講座 延べ 453人受講
教室	10教室 延べ 5,260人受講
映画会	12回 延べ 2,114人入場
文化祭	1日 1,020人入場
作品展	2日 延べ 380人入場
各種大会	9回 延べ 1,073人参加

関高齢者センター事業実施状況 平成18年度

事業名	実施状況
講座	3講座 延べ 153人受講
教室	61教室 延べ 517人受講
映画会	12回 延べ 2,164人入場
敬老の日事業等	5回 延べ 1,203人入場

豊玉高齢者センター事業実施状況 平成18年度

事業名	実施状況
講座	4講座 延べ 241人受講
教室	26教室 延べ 9,688人受講
映画会	12回 延べ 592人入場
演奏会	31回 延べ 422人入場
敬老の日事業等	2回 延べ 1,084人入場

## 2. 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

高齢者施設の個人利用状況

施設名	年度			
	平成15	16	17	18
(高齢者センター)	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
光が丘	53,434	57,606	63,164	64,191
関	40,749	39,195	38,862	37,204
豊玉	—	13,801	40,458	42,243
(敬老館)				
栄町	14,148	13,235	12,615	12,609
中村	22,505	22,959	22,274	21,357
春日町	18,081	16,399	15,368	15,701
南田中	20,994	19,755	19,928	19,489
三原台	39,286	24,419	32,020	33,453
石神井	23,381	24,289	24,835	22,133
石神井台	13,590	14,086	15,342	14,368
東大泉	25,809	23,733	18,615	19,973
西大泉	12,124	12,995	13,268	13,584
大泉北	18,036	18,633	20,925	19,652
高野台	19,534	21,924	20,479	22,278
(敬老室)				
厚生文化会館	12,988	12,425	13,578	14,115
地区区民館	92,142	93,369	106,656	113,491
合計	426,801	428,823	478,387	485,841

## ●老人クラブ・文化祭など

### 1. 老人クラブ等運営助成

地域の60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブを組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行っている。区ではその活動を援助するため、助成金を交付している。

平成18年度のクラブ数は、138団体、会員数12,046人、助成額は老人クラブが3,918万円、老人クラブ連合会が731万円であった。

### 2. 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を貸与している。19年3月31日現在の農園数は25か所24,041m<sup>2</sup>で、18年度は、延べ35の老人クラブが利用した。

### 3. ゲートボール場の提供

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。19年3月31日現在、6か所9面を提供している。

### 4. 寿文化祭

練馬老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、敬老の日を中心とした敬老月間中に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。(18年度は、9月5・6日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数108組、出演者1,466名、作品出品数144点であった。)

### ●高齢者サークル活動助成

ボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業を行うサークルに対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成18年度の助成額は、21サークル計769,354円であった。

### ●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の方にそれぞれ記念品を贈呈している。

平成18年度は、記念品を最高年齢者（110歳）1人、百歳以上126人、白寿105人、米寿1,244人に贈呈した。

### ●シルバー人材センター

社団法人練馬区シルバー人材センターは、働くことを通して健康を保持するとともに、社会参加の喜びと生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立された。

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方ならだれでも会員になれる。

平成19年3月31日現在の会員数は、3,328人、18年度の受注実績は13億5,018万円であり、延べ299,225人が就業した。

区では、センターに対し18年度は国の補助金（1,263万円）の他に約10,434万円（下記の高齢者就業・社会参加支援事業を含む）の補助金を交付し、運営を助成している。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

### ●高齢者就業・社会参加支援事業（アクティブシニア支援事業）

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援を図るため、平成14年8月に社団法人練馬区シルバー人材センターが、相談窓口としてアクティブシニア支援室を設け、（17年8月にサンライフ練馬から石神井公園区民交流センターに移転）60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間以内）の無料職業紹介などを行っている。18年度のアクティブシニア支援室を通じた就職者は183人であった。

また、高齢者の就職を促進するための講座を18年度は10回行い、参加者は延べ223人であった。

## (3) 特定（虚弱）高齢者の自立を支援する

### ●地域支援事業

平成18年度に介護保険制度が改正され、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的で、地域支援事業が創設された。これに伴い、介護保険制度の中で、下記の事業が新たに位置付けられることになった。

### 1. 介護予防事業

要介護状態等となることを予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な下記の事業

#### ・通所型介護予防事業

（高齢者筋力向上トレーニング、転倒予防のための体力づくり教室、食を楽しむ応援教室、しっかりかんで元気応援教室）

#### ・介護予防特定高齢者施策評価事業

（介護予防事業評価委員会）

#### ・介護予防普及啓発事業

（手帳小冊子作成、講演会実施、よりあいひろば）

### 2. 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護を行う地域包括支援センターが行う事業

### 3. 任意事業

#### ・介護給付等費用適正化事業

（ケアプラン標準化）

#### ・家族介護支援事業

（家族介護者教室、認知症高齢者徘徊探索サービス、家族介護慰労金、紙おむつ等の支給）

#### ・その他事業

（住宅改修理由書作成業務助成、食事サービス、高齢者緊急保護）

地域支援事業の費用については、18年度の場合、介護予防事業の費用と、包括的支援事業および任意事業の費用の合計とのそれぞれについて、介護保険給付費の1.5%以内（ただし、全体で2.0%以内）を上限として費用額が算出される。

この費用額を基準として、介護予防事業については、公費50%（国25%、都12.5%、区12.5%）、保険料50%（第1号被保険者19%、第2号被保険者31%）、包括的支援事業および任意事業の費用の合計については、公費81%（国40.5%、都20.25%、区20.25%）、保険料19%（第1号被保険者19%）の負担割合となっている。

### ●いきがいデイサービス（練馬区独自の通所型介護予防事業）

健康体操、趣味活動、会食など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用者は1回600円で、平成18年度には実人員で464人、延べ人数では16,559人の利用があった。

### ●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。

平成18年度は、延べ17,073回利用された。

## ●ひとりぐらし高齢者に

### 1. 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成18年度入浴証の交付決定者数は3,104人で、利用は109,390回であった。

### 2. 一声訪問

高齢者の安否を確認し、孤独感を緩和するため、70歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に週2回（年末・年始は除く）一声かけて乳酸菌飲料を配達している。

18年度は、1,939人（3月末現在）に延べ293,621本配達した。

### 3. 居宅火災予防設備の設置

65歳以上で認知症の診断を受けた要介護1および要介護2の方、要介護3以上の方、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などに、生活環境や健康状態などを考慮して危険度の高い方から設置している。18年度末現在の火災警報器の貸与台数は255台、自動消火器の給付台数は240台である。火災警報器と自動消火器は、原則として併設することになっている。

### 4. ひとりぐらし高齢者等住宅用火災警報器普及促進事業

65歳以上のひとりぐらしの方・75歳以上のみで構成される世帯の方に住宅用火災警報器（煙式）を1台に限り無料で給付設置している。東京都の火災予防条例により、22年4月から既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されることに伴う3年間限定事業である。設置場所は居室または階段に限定している。※賃貸の方は所有者の同意書が必要である。

### 5. 電話相談員・電話訪問員と高齢者福祉電話

電話相談員と電話訪問員（協力員）が週1回以上電話をすることにより、65歳以上のひとりぐらしの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

対象者で電話機のない世帯には電話機を区が貸与している。

19年3月31日現在の福祉電話対象者は247名で、貸与電話は107台であった。

### 6. 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみ世帯等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。18年度より特定（虚弱）高齢者の低栄養に該当する方についても利用対象とした。

- ① デイサービスセンターでの会食
- ② デイサービスセンターで調理し協力員が配達
- ③ 民間事業者が調理し配達

必要に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料 ①と② 600円/1食  
③ 450円/1食

## 18年度利用者数（19年3月31日現在）

利用者総数	1,125人
┌会食	108人
└配食	1,017人

### 7. 緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方を対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

これは急病等のときに、ペンダント型無線発信機を押すだけで、東京消防庁や地域の協力者の速やかな援助が受けられるものである。19年3月31日現在の設置台数は223台である。

### 8. 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む）で器具の取付が困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼りつける取付費を助成している。18年度末現在の取付件数は、21件であった。

### ●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の非該当者のうち自立生活に支援が必要なひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

平成18年度の派遣世帯数は121世帯、派遣回数は2,103回であった。

### ●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成18年度の給付件数は、自立支援用具1,377件、住宅改修（予防給付）246件、住宅改修（設備改修）144件であった。

### ●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、ケガや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている。

なお、介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。平成18年度の延利用件数は、介護用ベッド664件、車イス724件であった。

#### (4) 要介護高齢者の自立を支援する

##### ●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、出来る限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者が出来る限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来に渡り安定的に運営していけるよう、18年4月施行（一部は17年10月施行）で介護保険法が改正された。

この改正の主な点は、以下のとおりである。

##### ① 予防重視型のしくみへの転換

要介護認定で要支援1・2と認定された方に対して、状態の改善に向けた介護予防サービスが導入された。また、支援や介護が必要となる前の高齢者を対象とした介護予防事業などが、地域支援事業として、介護保険制度の中に位置付けられた。

##### ② 新たなサービス体系の確立

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、地域密着型サービスが創設された。また、総合的な相談、権利擁護、ケアマネジャーへの支援などを行う地域包括センターが創設された。

##### ③ 施設サービスの給付見直し

居住費（部屋代・光熱水費など）、食費が利用者負担となった。

##### ④ 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の見直し

所得等による保険料の段階設定がきめ細かくなった。また、特別徴収（年金からの徴収）の対象が、遺族年金と障害年金にも拡大された。

##### ●要支援・要介護認定

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から5名（平成19年度より4名）で構成され、18年度は委員225名（19年3月31日現在）、40合議体で運営した。

##### 要介護認定申請等の状況

年度	要介護認定申請	審査会開催数	審査判定
	件	回	件
平成14	21,746	600	20,810
15	24,025	696	22,761
16	25,311	695	24,031
17	23,209	690	21,607
18	26,158	709	25,136

##### 要介護認定者数の状況

各年3月31日現在

認定の区分	平成17	18	19
	人 (%)	人 (%)	人 (%)
要支援	2,013 (11.0)	2,026 (10.6)	— (—)
要支援1	— (—)	— (—)	1,099 (5.5)
要支援2	— (—)	— (—)	2,378 (11.9)
要介護1	6,294 (34.4)	6,597 (34.4)	3,796 (19.0)
要介護2	2,921 (16.0)	3,186 (16.6)	4,173 (20.9)
要介護3	2,566 (14.0)	2,539 (13.2)	3,128 (15.6)
要介護4	2,384 (13.0)	2,730 (14.2)	3,080 (15.4)
要介護5	2,112 (11.6)	2,124 (11.0)	2,340 (11.7)
合計	18,290 (100)	19,202 (100)	19,994 (100)

##### ●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（42ページと52ページの介護保険会計予算、決算参照）。保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。

公費は、国25%、都12.5%（施設サービスについては国20%、都17.5%）、区12.5%の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者19%、第2号被保険者31%の負担割合となっている。国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われるため、平成18年度、練馬区は2.99%の交付を受けた。

##### ●介護保険運営協議会

介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、被保険者（公募）、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者の計20名以内で構成される介護保険運営協議会を設置しており、平成18年度は3回開催した。

##### ●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置づけられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、練馬区、国民健康保険団体連合会、東京都などが窓口となる。平成18年度は207件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、東京都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

18年度は、3件の審査請求があった。

#### ●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある（下表参照）。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として練馬区に住所を有する者が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

#### 保険給付費の状況

年度	居宅サービス（介護給付・予防給付）		
	給付費 （円）	受給者数 （人）	1人当たり （円）
平成14	10,207,138,357	102,191	99,883
15	12,364,356,502	121,940	101,397
16	14,241,213,643	138,519	102,811
17	15,397,926,880	149,237	103,178
18	15,238,487,064	151,921	100,305

年度	施設サービス		
	給付費 （円）	受給者数 （人）	1人当たり （円）
平成14	7,559,240,645	27,513	274,752
15	7,903,873,209	29,227	270,431
16	9,697,189,911	30,452	318,442
17	9,545,269,881	31,817	300,005
18	8,897,139,557	32,780	271,420

年度	地域密着型サービス		
	給付費 （円）	受給者数 （人）	1人当たり （円）
平成18	1,067,720,182	6,256	170,671

注：① 受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。

② 17年10月の制度改正により施設を利用するサービスの居住費（滞在費）および食費が、保険給付の対象外となったため、施設サービス給付費が減少した。なお、居住費および食費については、軽減の対象となっている。

#### 介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類	年度		
	平成16	平成17	平成18
居宅サービス			
（介護給付）	人	人	人
訪問介護	87,819	92,662	82,176
訪問入浴介護	7,123	6,540	6,717
訪問看護	16,256	16,908	16,568
訪問リハビリテーション	844	789	960
居宅療養管理指導	16,685	17,982	20,120
通所介護	38,027	43,531	42,386
通所リハビリテーション	10,762	11,448	11,057
短期入所生活介護・療養介護	9,442	10,134	10,293
認知症対応型共同生活介護	1,713	2,348	—
特定施設入居者生活介護	5,562	6,998	8,611
福祉用具貸与	60,744	66,931	62,007
居宅介護支援	128,926	137,583	125,579
福祉用具購入費の支給	2,123	2,209	1,998
住宅改修費の支給	1,687	1,769	1,343
（予防給付）			
介護予防訪問介護	—	—	9,915
介護予防訪問入浴介護	—	—	0
介護予防訪問看護	—	—	296
介護予防訪問リハビリテーション	—	—	19
介護予防居宅療養管理指導	—	—	347
介護予防通所介護	—	—	2,894
介護予防通所リハビリテーション	—	—	536
介護予防短期入所生活介護・療養介護	—	—	49
介護予防特定施設入居者生活介護	—	—	486
介護予防福祉用具貸与	—	—	1,558
介護予防支援	—	—	13,323
介護予防福祉用具購入費の支給	—	—	117
介護予防住宅改修費の支給	—	—	154
施設サービス			
介護老人福祉施設	16,373	17,019	17,236
介護老人保健施設	7,375	8,192	8,885
介護療養型医療施設	6,703	6,606	6,659
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	—	—	22
認知症対応型通所介護	—	—	3,266
小規模多機能型居宅介護	—	—	72
認知症対応型共同生活介護	—	—	2,891
介護予防認知症対応型通所介護	—	—	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	—	—	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	—	—	4

注：① 人数は各月の利用者数の合計である。

② 3月～2月利用分である。

③ 居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせるため、人数は重複している。

④ 認知症対応型共同生活介護および認知症対応型通所介護の一部は、18年度に居宅サービスから地域密着型サービスにサービスの種類が変更となった。

## ●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。なお、税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止された影響で、一定の要件を満たす方について、平成18、19年度に限り、利用料の激変緩和措置を実施する。

### 1. 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。18年度は延べ44,557件、427,352,922円を支給した。

### 2. 居住費および食費の減額

介護保険施設（短期入所を含む）の入所者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。18年度の減額者数は延べ2,946名であった。

### 3. 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。18年度は、利用者負担減免者数延べ153名、食費・居住費の減額者数延べ298名であった。

### 4. 訪問介護の利用者負担の減免

国の特別対策により、法施行時に訪問介護を利用して障がい者について利用者負担を19年6月までは3%、19年7月からは6%に減額する。また、障がい者施策によるホームヘルプサービス事業を利用して一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。18年度の減額者数は延べ230名であった。

### 5. 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用負担を軽減するため、軽減を実施すると申し出た事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を3/4（老齢福祉年金受給者は1/2、激変緩和措置対象者は7/8）に軽減している。18年度の軽減確認証の交付者数は延べ228名であった。

## ●保険者と被保険者

保険者は練馬区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・東京都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として練馬区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

## 第1号被保険者数の推移

各年3月31日現在

年次	第1号被保険者	
	人 (%)	
平成15	112,051	(16.6)
16	115,303	(16.9)
17	118,775	(17.4)
18	122,625	(17.8)
19	127,133	(18.3)

注：( )は練馬区全人口に対する割合

## ●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用をもとに、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、7段階の所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。練馬区の介護保険料は、平成18年度から20年度までは基準月額3,950円である。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

なお18年度から20年度までの各年度分に限り、所得段階第2・3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第1段階の保険料額に減額することとした。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料とあわせて徴収される。

## 第1号被保険者の保険料収納状況

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額(円)	収納率(%)	収納額(円)	収納率(%)
平成14	4,177,953,500	97.8	19,263,800	26.1
15	4,620,428,440	97.7	25,025,700	18.0
16	4,724,080,279	97.5	26,298,700	13.5
17	4,846,614,430	97.5	28,286,021	12.7
18	6,085,360,401	97.4	27,153,340	11.4

## ●要介護高齢者の在宅支援サービス

### 1. 出張調髪

65歳以上の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年6回分を限度に交付している。平成18年度の利用者は、延べ3,944人であった。一回当たり500円の利用者負担金がある。

### 2. 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。18年度は、乾燥消毒が10,426件、薬品消毒が1,069件、水洗いが1,019件

であった。また、薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。

### 3. 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券（月1回相当、年12枚）を交付している。対象品目はシーツと毛布、シーツとタオルケット、シーツと布団カバーおよびシーツとねまきで、シーツのみの場合は3枚まで利用できる。

18年度は、延べ4,011枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

### 4. 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。

18年度は、紙おむつ等を延べ29,806人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用するおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ3,599人に支給した。

### 5. リフト付タクシーの運行

介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車イス等を利用する方を対象に利用料の一部を区が負担している。

18年度の運行回数は2,174回である。

### 6. 認知症高齢者徘徊探索サービス事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の搜索の労力を軽減するため実施している。

18年度は、延べ480人の利用があった。

### 7. 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。18年度は、10人に支給した。

#### ●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

#### 1. 家族介護者教室

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、より良い介護を行うための学習の場をデイサービスセンター等で提供している。

## (5) 高齢者の生活基盤づくりを支援する

### ●老人ホーム

#### 1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の要介護1～5の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、用地費および建設費の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（区立））平成19年4月1日現在

名称	開設年月	定員(人)	指定管理者名
田 柄	平成元年4月	100	(福) 練馬区社会福祉事業団
関 町	平成5年6月	70	(福) 練馬区社会福祉事業団
富士見台	平成6年6月	50	(福) 練馬区社会福祉事業団
大 泉	平成11年4月	120	(福) 練馬区社会福祉事業団

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（区助成））平成19年4月1日現在

名称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育 秀 苑	昭和62年11月	60	(福) 育 秀 会
光 陽 苑	平成3年4月	60	(福) 泉 陽 会
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福) 章 佑 会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福) キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福) 小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福) 育 秀 会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福) 泉 陽 会
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福) 章 佑 会
練馬高松園 (増築)	平成12年4月 平成15年10月	55 42	97 (福) 東京福祉会
土支田創生苑	平成13年4月	80	(福) 創 生
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福) 練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福) 安 心 会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福) 東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福) 北 山 会

## 2. 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況 平成19年3月31日現在

総合福祉事務所	入所者	待機者
	人	人
練馬	22	5
光が丘	50	19
石神井	43	8
大泉	48	3
合計	163	35

## 3. 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在区立大泉ケアハウス（定員50名）が整備されている。

### ●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療ケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

平成19年4月1日現在、5施設がある。

### ●デイサービスセンター（通所介護）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

平成19年4月1日現在、民間施設を含め、73施設がある。

### ●地域密着型サービス

#### 1. 認知症対応型デイサービスセンター（認知症対応型通所介護）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

平成19年4月1日現在、民間施設を含め、17施設がある。

#### 2. 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービス

を提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

平成19年4月1日現在、14施設がある。

## 3. 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせ、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

平成19年4月1日現在、2施設ある。

## 4. 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設や設備を整備する場合、費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

平成19年4月1日現在、1か所ある。

### ●高齢者優良居室提供事業

民間賃貸住宅の居室を登録し、住宅に困っている高齢者世帯に当該居室を提供している。

平成18年度は、単身世帯向けに4居室、2人世帯向けに4居室の提供を行った。

### ●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、デイサービスセンターなど社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

18年4月1日からは地方自治法における指定管理者として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）4施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター12施設、高齢者センター1施設を管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター9施設、地域包括支援センター支所9施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。